

2025年8月21日

授業目的公衆送信補償金規程 一部変更理由書

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

授業目的公衆送信補償金規程一部変更案における変更箇所の条文ごとの変更理由は次のとおりである。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(6) (略)

(7)「特別支援学校」とは、学校教育法第1条に規定されている特別支援学校をいい、「特別支援学級」とは、同法第81条第2項に規定されている特別支援学級をいう。また、その他の教育機関の種であっても、専ら特別支援学校又は学級の対象となる履修者等に対する教育を行う学校又は学級があれば、これを含む。

(8)～(16) (略)

(17)「公開講座」とは、学校教育法第107条に規定されている大学における公開講座をいう。また、その他の教育機関の種であっても、教育機関で通常の授業とは別に行う公開講座と同様の授業があれば、これを含む。

(削る)

(18)「履修証明プログラム」とは、学校教育法第105条(123条、133条及び学校教育法施行規則第179条において準用)に規定されている特別の課程をいう。

(19)「科目等履修生」とは、大学設置基準第31条に規定されている、当該大学の学生以外の者で、1又は複数の授業科目を履修する者をいう。

(20)「補償金算定対象履修者」とは、履修証明プログラムの履修者又は科目等履修生のうち、補償金を支払う年度中に授業目的公衆送信を受けることが予定されている者をいう。ただし、補償金算定対象者としている者は除く。

2 (略)

第2条第1項について、運用の円滑化のために、一部定義を修正する。

(7)については、教育機関の種(例えば各種学校)によって、専ら特別支援学校又は特別支援学級の対象となる履修者等に対する教育を行う学校又は学級があることから、運用の円滑化のために本規程適用の対象となることを明らかにする。

(17)については、教育機関の種(例えば専修学校)によって、専ら大学で行われる公開講座に準ずる授業があることから、運用の円滑化のために本規程適用の対象となることを明らかにする。

また、旧規程(18)については、制度そのものが廃止となったため削除し、以下項番を繰り上げる。

(20)については、必要な整理を行う。

(授業目的公衆送信の回数に関わらず支払う補償金の額)

第3条 (略)

(2) 設置者が複数の教育機関を設置しているときは、原則として、教育機関ごとに補償金の額を算出したのちに、それらを合算するものとする。

(3) 本制度をはじめて利用する教育機関において、利用開始年度の途中から授業目的公衆送信を開始する場合の補償金額は、上記表の補償金額(年額)を12で除した額に、授業目的公衆送信を開始した日が属する月を含む当該年度の残余の月数を乗じた額に当該教育機関における補償金算定対象者の総数を乗じて得た額とする。

(4) 補償金算定対象者又は補償金算定対象履修者について、教育機関設置者が定める所定の在学期間が、補償金を支払う年度において夏期、冬期、春期の通常の休業期間を含め、その開始から終了まで1年間に満たない場合の補償金額は、本条第1項の表の額を12で除した額に在学期間となる月数を乗じて得た額とすることができる。

(5)、(6) (略)

第3条第1項について、規定する額は変更しないが(※)、運用の円滑化のために、一部修正する。

(2)については、設置者によっては、補償金の額を合算した請求を受けることが実務上困難な場合があるため、「原則として」の文言を加える。

(3)については、教育機関において、ICT活用に必要なネットワーク環境を備え、端末の配付を行う、又は生徒、学生自らの端末を利用することで授業目的公衆送信が可能な環境を整えたのであれば、利用の多少にかかわらず包括補償金の支払いを求めており、この規定はあくまでも本制度をはじめて利用する機関に対し適用することを意図したものであるので、誤解の生じないよう文言を補う。

(4)については、「また」以降の定めは冗長であるので削除するほか、定義の変更に伴い用語を修正する。

- | |
|--|
| <p>2 教育機関が行う公開講座、または、社会教育施設若しくは教育センター等が開く講座（以下「講座」という。）において授業目的公衆送信を行う教育機関の設置者が支払う補償金の額は、授業目的公衆送信する著作物等の種類や授業目的公衆送信の回数にかかわらず、300 円に、当該教育機関が行う講座の授業総数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 前号の授業総数は、当年度分について、原則として5月1日時点での4月1日から9月30日まで（前期）分と、11月1日時点での10月1日から翌年の3月31日まで（後期）分とに分けて、それぞれ算出するものとする。</p> <p>(2) 前項の期間ごとに、当該教育機関で公開講座として行われる授業について、1 受講日における講座名、講師、受講者及び授業の内容のいずれも同じであるものを1 授業として区分したうえで（いずれか1 つでも異なる場合は別授業として計上）、全ての授業における定員数を累計し30 で除した数（余りがある場合は1 として加算する）を授業総数とする。</p> <p>(3) 期間のみが定められ、かつ受講回数の定めがない、いわゆるオンデマンド講座等の講座の補償金額は、本項にかかわらず、本条第1項の表の「種」の大学の額により、同表及び同項(4)を適用して算出する。ただし、授業を受ける者を同項表に定める大学以外のいずれかの「種」に限る場合は、該当する「種」の額によることができる。</p> |
|--|

第3条第2項（(2)まで）について、利用者に誤解が生じないように、表現を変更する。また、廃止となった免許状更新講習を削除する。

(3)については、現行規程で「本条第1項の規定を適用」としていたが、具体的にどの「種」の額を適用するかが規定上明らかではなかったため、円滑な運用のため、大学の額を原則とし、授業を受ける者を限定している場合は、当該種とすることを明らかにする。

（前条によらない場合の補償金の額）

- | |
|---|
| <p>第4条 前条にかかわらず、教育機関で著作物等の授業目的公衆送信を行う都度、当該教育機関の設置者が補償金を支払う場合は、授業目的公衆送信を行った（イ）著作物、（ロ）実演による音声及び映像、（ハ）レコードに固定された音声、（ニ）放送による音声及び映像、及び（ホ）有線放送による音声並びに映像ごとに10円とし、これらを合算した額に、当該授業目的公衆送信を受信した履修者等の総数を乗じて得た額を当該著作物等の補償金の額とする。</p> <p>2 授業の動画の中に複数の著作物等を利用する場合で、本条の適用を受けようとするときの補償金額（個別）は、当該動画内で利用するすべての著作物等毎に前項により額を算出したものを合算した額とする。</p> <p>3 本条の適用を受けようとする設置者は、4月1日から9月30日まで（前期）、及び10</p> |
|---|

月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで（後期）の期ごとに、当該教育機関における授業目的公衆送信の件数について取りまとめ、送信ごとに利用する著作物等の情報、履修者等の総数等、本条による補償金の適正な請求・分配に資する情報を、本協会が指定する書式及び方式により本協会が定める期限までに提出しなければならない。

第 4 条については、これまでの本条第 1 項の規定の一部を取り出し、第 3 項として独立させる。今後、教育機関設置者より報告された補償金算出根拠をもって分配資料として利用できることを前提としている本条の適用要件に立ち返り、前条により利用された著作物等の権利者と本条により利用された著作物等の権利者との間で、権利者の氏名、連絡先及び送金先口座等の情報の特定のために要する費用負担の公平性の観点から、本条の適用の可否については厳格かつ適正に判断する。

附則

- 1 本規程は、2026 年 4 月 1 日から実施する。なお、2026 年 3 月 31 日以前の著作物等の授業目的公衆送信については、従前の規程による。
- 2 本協会は、本規程の実施の日から 3 年を経過するごとに、実施後の状況を勘案し、本規程について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 1 については、一部変更規程の実施日を定める。また、2 において必要な修正を行う。

※第 3 条第 1 項について（補足）

今回本規程附則 2 に基づき実施した検討において、第 3 条第 1 項の額については、変更しないこととした。

その理由は次のとおりである。

2020 年の認可申請時、授業目的公衆送信 1 回あたりの単価として、既存の著作権等管理事業者の使用料規程を基に、非営利・無償の教育機関の利用であることを考慮して減額し、大学では 27 円¹、小、中、高等学校では 12 円²と算出し、この額をもとに年間の包括方式による補償金の額を定めた。包括補償金は利用の多少にかかわらず一定額で制度の利用を可能とするよう額を定めているため、実際の利用から導き出した授業目的公衆送信 1 回あたりの単価が上記の単価を下回る場合は、包括補償金の範囲の中でより多くの著作物が利用されていることとなる。このことを確認するため、2021 年度から 2023 年度に、授業目的公衆送信補償金の分配のために教育機関設置者より受領した利用報告を統計的に分析した。その結果、著作物等が授業目的公衆送信された総数の推計値として別表 1 の値を得た。

この値で別表 2 の支払いを受けた授業目的公衆送信補償金額を除すことで授業目的公衆送信 1 回あたりの単価を試算したところ、別表 3 のとおりとなった。

この表からわかるとおり、2023 年度高等学校のみ例外的に超過はしているものの先の 27 円、12 円を下回る結果を得た。

このことは、単価の積算より包括補償金として定めた額の方が実際の利用において

¹ 一般社団法人学術著作権協会（JAC）の使用料規程の「第 4 章転載複製使用料第 9 条、資料等を頒布して利用する場合の転載複製に係る使用料」の規程の教育機関が非営利・無償で利用する場合の額から導き出した単価をさらに 50%に減額したもの

² 一般社団法人教科書著作権協会（JACTEX）の使用料規程の「第 2 章学習用教材への利用第 6 条学校・教育委員会による利用」の規程の額から導き出した単価をさらに 50%に減額したもの

安価となっている、ということを示しており、簡便な手続きを実現する一定額の下で、より多くの著作物の授業目的公衆送信を可能とする包括補償金とした目的を現行の規定は概ね果たしている、といえることがわかった。

また、文部科学省における「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」によると、教員の ICT 活用指導力の状況は、指標とされている 4 項目（教材研究・指導の準備・評価・校務などに ICT を活用する能力、授業に ICT を活用して指導する能力、児童生徒の IT 活用を指導する能力、情報活用の基盤となる知識や態度について指導する能力）において、2021 年 3 月時点と 2023 年 3 月時点の調査結果を比較すると、それぞれ 2%～8%の伸びを示している。このことは ICT 活用教育が推進されていることの現れであり、この間、授業目的公衆送信される著作物の量は増えていると考えられる。令和 3 年 1 月に答申された「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」における「個別最適な学び」は、学習者・学修者の視線から令和の学校教育の方向性を示すものであり、学校教育の変革は進んでいるとされている。著作権法第 35 条も、「教育を担任する者」だけでなく「授業を受ける者」による公衆送信を対象としている。しかし、現在の利用報告には授業を受ける者(児童、生徒、学生等)による利用の報告はほとんど含まれていないと考えられ、それを含めて利用の総数を推定した場合には上記の推定値を大幅に上回り、上記の単価の試算額は大幅に減少することが確実である。また、近年物価上昇の状況が続いており、補償金の額を上げることはあっても下げるような状況にはない。

以上を踏まえたとうえで、今回は額を変更しないこととした。

※第 5 条第 3 項について（補足）

今回本規程附則 2 に基づき実施した検討において、第 5 条第 3 項については、変更しないこととした。

その理由は次のとおりである。

2020 年の認可申請時、通信制の教育機関については、著作物等が授業目的公衆送信される頻度は、メディア授業等、その授業の態様によっては通学制の教育機関より多くなると考えられるものの、通学制の教育機関に比べて学費が通常低額となっていることを鑑み、第 3 条第 1 項に定める額の 50%に減額することとしたが、現在も、その状況に大きな変化は見られない。ただし、近年増加傾向にある大規模な通信制の教育機関については、授業目的公衆送信利用の態様（著作物を受信する者の数等）により、著作権法第 35 条第 1 項の対象となる利用と、権利者の利益を不当に害することとなる等の理由で同項の対象外となり権利者の許諾を得る必要のある利用の両者が行われることが想定される。従って、通信制の教育機関における著作権法第 35 条第 1 項の適用については、申請者の授業の実態を確認の上、慎重に判断する必要があると考える。

【別表1】

観測された利用総数の推定値

(単位：億回)				
年度	小学校	中学校	高等学校	大学
2021 推定値	3.75876	1.76607	1.25931	4.75702
下限値	3.38444	1.51275	1.0839	4.49099
上限値	4.13309	2.01939	1.43472	5.02305
2022 推定値	4.59314	3.53376	1.26153	4.82832
下限値	4.21344	3.07917	1.10616	4.59993
上限値	4.97285	3.98834	1.41691	5.05671
2023 推定値	3.95896	0.98542	0.81972	2.49662
下限値	3.58863	0.84093	0.69465	2.43359
上限値	4.32929	1.12991	0.9448	2.55965

【別表2】

補償金収受額

(単位：円)				
年度	小学校	中学校	高等学校	大学
2021	629,876,396	485,276,945	1,104,854,837	2,328,690,753
2022	731,684,163	562,119,076	1,149,454,337	2,330,531,492
2023	729,408,344	567,670,956	1,161,191,172	2,347,427,865

【別表3】

授業目的公衆送信補償金単価

(単位：円)				
年度	小学校	中学校	高等学校	大学
2021 推定値	1.68	2.75	8.77	4.9
下限値	1.86	3.21	10.19	5.19
上限値	1.52	2.4	7.7	4.64
2022 推定値	1.59	1.59	9.11	4.83
下限値	1.74	1.83	10.39	5.07
上限値	1.47	1.41	8.11	4.61
2023 推定値	1.84	5.76	14.17	9.4
下限値	2.03	6.75	16.72	9.65
上限値	1.68	5.02	12.29	9.17

別表1は、全体の利用総数の推定値及び95%信頼区間の上限値と下限値を学校種別に示すものである。推定は、観測値に抽出率の逆数 N/n を掛け、さらに調査月数(小中高は11、大学は9)を掛けることによって算出した。この算出方法においては、利用申請校数に対する調査のために抽出した校数(抽出数)の割合や抽出校数に対する実際に公衆

送信を利用した校数の割合(比率)が推定値の信頼性に影響を与える。このことから、年度毎にこの校数の比率及び(母)比率の 95%信頼区間を求め、信頼区間の下限値及び上限値を推定値とともに示した。具体的には、抽出校数に対する公衆送信を利用した校数の比率 r 、95%信頼区間の下限値及び上限値を rl, ru とするとき、各推定値にそれぞれ $rl/r, ru/r$ を掛けることにより求めた。

ただし、2023 年度の抽出率は、抽出校数は表 1 の暫定値、申請校数は小中高大の順に 15,000、7,700、3,900、2,600 校として求めている。

また、利用報告は、義務教育学校、専門学校等の小中高大の学校種を跨いだ学校に対しても求めているが、別表 1 の作成にあたっては、それらの学校からの利用報告は含めていない。